

～今こそ地域みんなに活力を～
古河市プレミアムエール商品券 取扱店募集

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の事業継続を下支えするため、20%のプレミアムを付けた古河市プレミアムエール商品券を発行します。本チラシの記載内容をご確認のうえ、取扱店として参加いただける場合には、下記によりお申込みください。

店舗等の条件	市内で営業活動を営む店舗・事業所等（以下「店舗等」とする）であり、当該店舗等に限り商品券の利用について対応できること。また、新型コロナウイルス感染症対策に努めており、いばらきアマビエちゃんにシステム登録されていること。（※裏面の留意事項を必ずご確認ください。）	
商品券の概要	発行総額	6億円
	使用期間	令和3年8月1日～令和3年12月31日
	内容等	12,000円分の商品券を10,000円で販売 ・1冊あたり500円券×24枚 うち共通券 ^(*1) 10枚(5,000円分) うち一般券 ^(*2) 14枚(7,000円分) ※今回の商品券には飲食券の設定はありません。 *1 大型店を含めすべての取扱店で使用可能 *2 大型店以外の取扱店で使用可能
	購入対象者	古河市に住民登録のある世帯主
商品券の換金	期間	令和3年8月～令和4年1月
	方法	取扱店からの集荷依頼に応じ、月3回・市の指定日に訪問回収を行います。（*申込の方法や集荷日程は参加申込後に送付する取扱店マニュアル等をご確認ください）
	その他	換金手数料は無料とします。 換金方法は口座振込のみとなります。
その他	商品券事業の効果を高めるため、商品券利用者に対し、独自のキャンペーン・セール等の実施についてご検討ください。	

【取扱店の申込み】

- 申込期間 令和3年5月17日～令和3年9月30日
 *令和3年5月31日(月)までにお申し込みいただければ、市広報7月号別冊チラシに店舗名を掲載します。
- 申込方法 申請書に必要事項を記入のうえ、下記までFAX送信
 ※専用ホームページは現在開設準備中です。恐れ入りますが、参加希望の場合には申請書を提出くださいますようお願いいたします。
- 申込先 FAX送信先 **0280-22-5189**（古河市役所（古河庁舎）産業部商工観光課内）
 *誤送信等を防止するため、送信時には商工観光課までお電話をお願いいたします。
 *FAXが送信できない場合、古河商工会議所又は古河市商工会に加盟している場合には加盟先、非加盟店の場合は商工観光課まで申請書をご提出ください。
 ・古河商工会議所 古河市鴻巣1189-4 TEL 48-6000/FAX 48-6006
 ・古河市商工会 古河市下大野2209-9 TEL 92-4500/FAX 92-4502
- 問合せ先 古河市役所（古河庁舎）産業部 商工観光課 古河市長谷町38-18
 TEL 22-5111 / FAX 22-5189

留意事項

■取扱店の責務等

- ・商品券の取扱店であることが明瞭となるよう、店頭取扱店ポスターを掲示すること。
- ・商品券使用期間中の取引においては、商品券の受取を拒まないこと。また、受領した商品券の裏面には取扱店の印を押印すること。
- ・商品券の交換、譲渡、売買又は再利用を行わないこと。
- ・著しく破損又は汚損している商品券は取引を行わないこと。
- ・使用される商品券に偽造、不正等が疑われるときは、取引を中止し、古河市に報告すること。
- ・商品券を不正に換金しないこと。

■厳守事項

- ・商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
(商品券の利用対象とならないものは、下記を参照してください。)
- ・商品券と現金の交換は禁止しています。
- ・商品券額面以下の利用であっても釣銭は渡さないでください。不足分は現金等で受け取ってください。
- ・使用期間外に商品券を受け取らないでください。
- ・来店した商品券利用者からの利用方法に関する問い合わせなど、一先ず取扱店マニュアルを参考に各取扱店において対応を実施すること。
- ・商品券受領後の盗難、紛失、滅失等に対して、発行者は責任を負いません。
- ・受領した商品券は事務局が示す期間内に換金を行うこと(期限を過ぎた換金には応じられません。)

■商品券の利用対象とならないもの

- ①国や地方公共団体への支払い(税金、水道料金など)
- ②換金性の高いもの(他の商品券、旅行券、宝くじ、印紙、プリペイドカード、電子マネーなど)
- ③不動産取引に関する支払い。
- ④たばこ事業税(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ⑤株券、先物、保険等の金融商品。
- ⑥出資及び債務の返済。
- ⑦取扱店自らの事業取引に関する支払い。
- ⑧特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- ⑨風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業等、社会通念上不適切と認めるものに要する支払い。
- ⑩取扱店が指定するもの。
- ⑪その他市長が不相当と認めるもの。

■取扱店のその他条件

下記のいずれかに該当する店舗は取扱店として参加できません。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っているもの
- ・特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの。
- ・古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第4号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者が営業を行っているもの